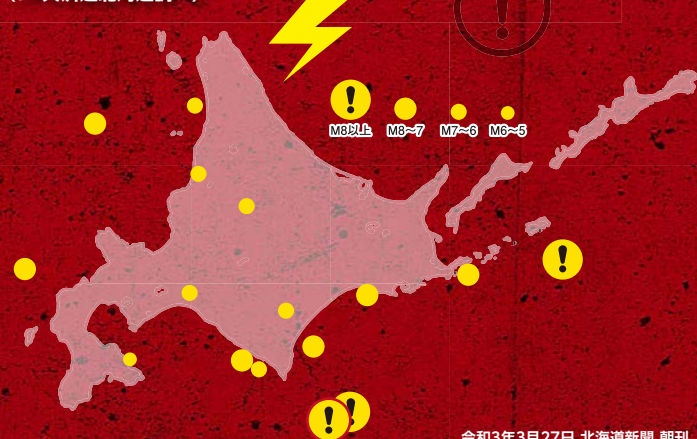


過去の大きな地震の発生場所

(JA共済連北海道調べ)



令和3年3月27日 北海道新聞 朝刊 ▶



地震などの自然災害・火災等へ確かな保障で確かな備えを

北海道の地震

にはJAの

建物更生共済

むてきプラス

建物更生共済

My家財プラス

過去の巨大地震と 共済金のお支払実績

- ※地震の規模、最大震度は気象庁震度データベースより
- ※地震の規模はマグニチュード
- ※共済金のお支払実績は令和7年1月末時点
- ※IA井浜連北海道調べ

発生年月	地震名	地震の規模	最大震度	お支払共済金額
平成7年1月	阪神・淡路大震災	M7.3	7	1,188億円
平成13年3月	芸予地震	M6.7	6弱	153億円
平成15年9月	十勝沖地震	M8	6弱	40億円
平成16年10月	新潟県中越地震	M6.8	7	773億円
平成17年3月	福岡県西方沖地震	M7.3	6弱	143億円
平成19年3月	能登半島地震	M6.9	6強	137億円
平成23年3月	東日本大震災	M9.3	7	9,383億円
平成28年4月	熊本地震	M7.3	7	1,487億円
平成30年9月	北海道胆振東部地震	M6.7	7	85億円
令和3年2月	福島県沖地震	M7.3	6強	1,095億円
令和6年1月	能登半島地震	M7.6	7	1,511億円

地震などの 自然災害に強い！

火災や落雷、盗難などの事故はもちろん、台風や地震など自然災害による損害もしっかり保障します。

満期共済金がある！

掛捨てではありません。
保障期間満了時に、
満期共済金をお支払します。

地震保険料控除の 対象です。

住宅や家財を対象とする場合、控除の適用が受けられますので、所得税等と住民税の軽減を図ることができます。

地震以外の自然災害にも確かな保障

最近の主な
お支払い例

平成30年
胆振東部地震

5,207件／
85億1,228万円

主な被災地区：石狩、後志、胆振、日高、空知
※JA共済連北海道調べ(令和5年3月10日現在)

令和2年度
雪害

3,279件／
49億6,669万円

※JA共済連北海道調べ(令和5年2月28日現在)

令和3年度
雪害

4,357件／
61億3,799万円

※JA共済連北海道調べ(令和5年2月28日現在)

ご契約例

- 共済の対象:建物(協定共済価額1,500万円) ○保障期間…30年(継続回数2回) ○臨時費用共済金の支払割合30%
- 実損てん補特約付 ○火災共済金額…1,500万円 ○満期共済金額…50万円

火災・台風のとき	損害の額 + 臨時費用共済金 特別費用共済金 残存物とりかたづけ費用共済金
地震のとき	750万円 × 損害割合 ※支払われる共済金は、損害の額の50%が限度です。
ケガ・死亡されたとき	傷害共済金
満期のとき	50万円 + 割りもどし金

●割りもどし金は、ご契約後7年目から5年ごとおよび満期時に受け取れますが、その都度変動し、経済情勢などによっては0となる場合もあります。
※各種共済金のお支払いについては所定の条件があります。

このご契約例の共済掛金

住宅物件・口座振替払い 単位:円(令和7年4月1日現在)

	年払い	月払い
木造・防火造	81,725	6,981
省令準耐火等(耐火造B・C)	53,459	4,566
鉄筋コンクリート等(耐火造A)	43,907	3,756

※共済期間10年の契約に継続特約を付すことにより、通算の共済期間を20年または30年にすることができます。上記共済掛金例は契約後当初10年間の共済掛金となります。継続後のご契約に適用される約款・共済掛金率は、継続の時の約款・共済掛金率となります。

建物更生共済むてきプラスには、
家財を保障の対象とするプラン「My家財プラス」もあります。

■臨時費用共済金:火災等や風災・ひょう災・雪災・水災により損害を受けたときに生じる臨時の費用に対して、火災・風水災等共済金の額の30%(または10%)をお支払いします。1回の事故につき、1建物について250万円が限度です。■地震の保障:地震等により損害割合が5%以上となる損害を受けた場合には、その損害に対して地震共済金をお支払いします。(損害の額の50%が限度)■地震保険料控除:令和7年1月末現在の法令等および国税当局への照会結果にもとづくもので、将来の取扱いを保証するものではありません。個別の取扱いについては所轄の税務署にご確認ください。■残存物とりかたづけ費用共済金:火災等や風災・ひょう災・雪災・水災により損害を受けた共済の対象の残存物のとりこわし費用、とりかたづけ清掃費用、搬出費用をお支払いします。1回の事故につき火災・風水災等共済金の額の10%が限度です。■特別費用共済金:火災等や風災・ひょう災・雪災・水災により損害割合が80%以上となる損害を受けたときに生じる特別な費用に対して、火災共済金額の10%をお支払いします。1回の事故につき、1建物について200万円が限度です。■傷害共済金:ご契約の建物に発生した火災等や自然災害によって、ご家族や居住者が200日以内に所定の治療、または施術を受けたときに火災共済金額の5%をお支払いします。10日以上入院、または30日以上入院または通院して治療もしくは施術を受けた場合にお支払いします(1人につき30万円を限度とします)。■満期共済金は継続回数を継続したあとのご契約の共済期間が満了した際にお支払いします。

この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。
また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

くらしのことアンケートキャンペーン

簡単なアンケートに答えるだけで
**豪華賞品が
当たるチャンス!**

応募はこちら▲

お問い合わせ先

お気軽にお近くの店舗までお問合せ下さい。

